鹿屋市史編さん基本方針

令和８年10月

鹿屋市

総合政策部　総合政策課

Ⅰ. 趣旨

本市は、平成18年の合併による新市誕生から20年という節目を迎えた令和８年１月１日を機に、これまでの歩みを一元的に記録し、未来への指針とする新たな鹿屋市史（以下「市史」という。）を編さんすることとし、準備を進めてきた。

この鹿屋市史編さん基本方針（以下「方針」という。）は、今後の編さん事業が市民をはじめとする多くの関係者の理解と協力を必要とし、かつ、長期にわたるものとなることから、その基本的な指針を明らかにするために策定するものである。

なお、本方針は、史資料の収集や調査・研究などの状況及び社会情勢により、適時見直すことができるものとする。

２. 市史編さんの背景

（１） 旧市町史誌発刊以降の新たな歴史の追加

本市を構成する旧１市３町（鹿屋市・輝北町・串良町・吾平町）においては、それぞれ独自の史誌が発刊されてきたが、いずれの最新刊も発刊から四半世紀余りが経過している。

また、近年ではインターネットの普及やコロナ禍による生活様式の変化、人口減少、女性や高齢者の就労化による家族やコミュニティの機能の変容に加え、気候変動による生態系の変化などにより、地域の様子も大きく変わりつつある。

こうしたことから、平成18年の合併による新市誕生の動きをはじめ、平成から令和へと至る新たな歴史を追加する必要がある。

【市町史誌の発刊状況】

旧市町名	旧刊冊数 発刊年月	最新刊冊数 発刊年月	編さん方式	記載年代 課題
吾平町誌	上下２巻 昭和35年５月	上下２巻 平成３年３月	専門家新規	平成元年頃まで 発刊から36年経過
鹿屋市史	上巻 昭和42年９月 下巻 昭和47年12月	上下２巻 平成７年３月	行政続編	平成４年頃まで 約半世紀学術検証なし
輝北町 郷土誌	１巻 昭和41年４月	１巻 平成12年３月	専門家新規	平成11年頃まで 発刊から26年経過
串良町 郷土誌	１巻 昭和48年３月	１巻 平成17年３月	専門家新規	平成16年頃まで 発刊から21年経過

（２） 専門家による最新の学術的知見の反映

旧市町史誌の発刊以降、東九州自動車道や大隅縦貫道等の整備に伴う埋蔵文化財の発掘調査が進み、古代大隅の情勢や社会構造に関する重要な発見が相次ぐとともに、古文書の解読、第二次世界大戦期における日本最大級の特攻基地・戦跡群に関する歴史研究の進展など、学術的な新知見の蓄積は著しい。

また、旧鹿屋市史については、専門家による体系的な編さんは昭和47年（1972）発刊まで遡り、半世紀以上にわたって本格的な学術的検証が途絶えていることから、専門家の考証に基づき、市史の全ての項目に最新の学術的知見を反映させる必要がある。

（３） 史資料の紛失と記憶の消失

少子高齢化と人口減少、地域コミュニティの変容に伴い、地域の伝統行事や文化が衰退するとともに、戦前・戦後の貴重な体験を記憶する高齢者は年々減少しており、口述記憶の収集は猶予が許されない状況にある。

また、地域の郷土史研究者が減少するとともに、行政文書や地域の古文書、写真、地図等の貴重な史資料が一体的に保管される仕組みが十分に整っていないため、これら史資料が散逸されつつあり、特に旧３町で深刻な状況が懸念されている。

貴重な史資料の紛失・消失を防ぎ、昭和期の口述記憶と併せて後世に継承するため、史資料の収集と記録、整理と保存、利活用のための保管に取り組む必要がある。

（４） 新鹿屋市としての一体性の確認と未来への連動

合併による新市誕生に伴い、旧１市３町に歴史的・地理的・文化的な結びつきがあったのか、どのような関わりを経て現在の新鹿屋市へと至ったのか、その経過を改めて解き明かすことについては、市民の関心も高いと考えられる。

旧１市３町の歴史を統合し、現代の視点から捉え直した通史を編さんすることで、市民が地域の歴史と文化を再確認し、新市としての強固な一体感を醸成するとともに、市民と次世代を担う子どもたちが郷土に深い誇りと愛着（シビックプライド）を抱く契機とする必要がある。

３. 市史編さん事業の目標

市史編さん事業を通じて実現を目指す目標は、次のとおりとする。

（１） 本市の歴史的・文化的位置を学術的に整理した通史の編さん

合併後の現市域を記述の対象としつつ、肝属・大隅・鹿児島県、さらには東アジア世界との双方向的な関わりまで視野を広げ、古代から現代に至る歴史的変遷を包括的、連続的に記述することにより、我が国における本市の歴史的・文化的位置を学術的に整理した「通史」を編さんする。

（２） 史資料と記憶の収集・記録、保存、利活用のための保管

編さんの過程において、歴史的・文化的価値のある史資料の「収集」、高齢者等への聞き取り調査による記憶を「記録（オーラル・ヒストリー）」するとともに、市民共有の財産として活用し、後世に継承するための「保存」「保管」を行う。

史資料の保管に当たっては、市史編さんの成果を教育・研究・産業・観光など様々な分野に利活用し、市政の発展と文化の向上に資するよう、市史の発刊に加えて、デジタル技術を活用するなど、広く永続的に利活用できる仕組みの構築に努める。

（３） 郷土愛・シビックプライドの醸成

調査・編さんのプロセスに市民が主体的に関与できる機会を創出するとともに、発刊後の積極的な社会教育活用を通じて、市民が鹿屋市の歴史的価値を再発見し、未来のまちづくりへとつなげる誇りと活力を生み出す。

４. 市史編さんの基本理念

前述の目標の達成に向けて、今後の市史編さん事業を進めるに当たり、次の事項を基本理念として取組を進める。

（１） 多くの市民の関心に応え、発見と感動のある市史

誰もが親しみを持って紐解けるよう、平易かつ格調高い表現を用い、写真や地図、図表、グラフ、イラストなどを用いて一目で分かるよう工夫する。

また、市民アンケートやワークショップ等を通じて市民の「知りたいテーマ」を的

確に捉えて本文に反映させ、コラムや用語解説も活用した編さんを行うよう努める。

なお、市史の最も象徴的な読者像（ペルソナ）を「歴史や地理、郷土の成り立ちを学ぶ高校生」とし、次世代の若者が主体的かつ容易に読み解き、探究学習等に活用できるよう構成、ルビ（ふりがな）の配置等に配慮する。

（２） 高い学術的な水準を保つ市史

最新の歴史科学、考古学、民俗学等の学問的成果に立脚し、特定の歴史観に偏らない、公正・中立で高い学術的水準を保ち、日本史の大きな潮流のなかで、本市が果たした固有の役割や、地域の政治・経済・文化・住民の生活様式への影響を立体的に浮かび上がらせる。

歴史については、「通史」として、高校の日本史教科書の時代区分を参考に古い時代から新しい時代へと全ての時代を網羅する。史料が十分に存在しない場合は、周辺地域の史料に加え、考古学や自然科学など、隣接する各分野の成果等を総合して立体的に推論する。

（３） 「水との関わり」を編さん軸に先人の暮らしに想いを巡らす市史

市史の共通した通底テーマ（編さん軸）を『水との関わり』とし、可能な範囲で、これを根底においた編さんに努める。

海・川を通じた舟運による広範な交流、広大なシラス台地における集落の発生と過酷な水利、肝属川をはじめとする河川の治水、過酷な環境での産業の営みと開発の取組、豊かな湧水が育んだ生活文化など、水という横断的視座から自然環境と人間社会の相克・共生の歴史を縦断的に掘り下げ、先人の知恵と営みに想いを巡らす。

（４） 市民の参画により編さんする市史

市史に関する市民の興味や意見の収集に努め、必要な史資料の掘り起こしや口述記録の収集においては市民の協力を広く募り、地域を挙げた「協働型編さん」の実践に努める。

また、市民の関心を高めるため、広報誌等を活用し、編さん作業の状況や成果を発信し、共有するよう努める。

５．市史の内容

市史の内容は、「序編」「自然」「先史」「古代」「中世」「近世」「近代」「現代」「民俗・文化財・地域史」とし、詳細は編集委員会において整理する。

地域史については、本市の歴史・文化を支えてきた各集落地域において、人口減少により持続可能性が懸念されていることを鑑み、地域の歴史・文化、民俗を改めて振り返り、他編で取り扱わない地域の特色を整理することを目指す。

６．発刊計画

新たに編さんし、発刊する市史の判型・総ページ数、製本と刷色、発行部数等の概案は次のとおりとする。

（１） 判型・総ページ数

判型はＢ５判・２段組み（1,288字／ページ）とし、文字方向は原則として縦書きとする。ただし、図表等については横書きも用いる。

総ページ数は、2,400ページ（本文のみで2,100ページを目途とする。）で、冊数は上・中・下の３巻とする。

（２） 製本と刷色

製本は上製本とし、刷色は４色カラーを基本とする。

（３） 発刊部数・頒布

発刊部数は500部（寄贈250部・販売250部）とする。一般販売を行うこととし、価格は購入のしやすさを考慮して定める。

市内の小中学校・高等学校・大学、県内の主な公立図書館、博物館等に対しては寄贈し、編さんの協力者等についても、別に基準を設けて寄贈する。

また、発刊後、期間をおいてデジタル版を作成し、市ホームページ上で公開する。

（４） 事業スケジュール

新市誕生25周年（令和13年１月１日）の令和13年中の早い時期を目途に、新たな市史の発刊を目指す。

事業スケジュールは次のとおりとし、編さん委員会の評価により管理を行う。

【事業スケジュール】

年度	編さん作業	付帯事業
令和 ８年度	・編さん委員会の発足と市史編さん基本方針の決定 ・編集委員会の発足と編集・執筆方針の決定 ・専門部会の発足準備	・広報誌等による市史編さん事業の紹介（期間中） ・行政史資料の収集 ・市民の協力による史資料の収集（令和10年度まで）
９年度	・専門部会の発足 ・史資料の収集・調査	・行政史資料の収集とデジタル化 ・講演会等の開催（期間中）
10年度	・史資料の収集・調査 ・原稿の執筆	・史資料の展示会等の開催（期間中）
11年度	・原稿の執筆・校閲	・デジタル行政史資料の公開
12年度	・原稿の校正・編集 ・新市史の発刊（令和13年３月～12月）	
13年度	・新市史の頒布・販売	・発刊記念シンポジウムの開催

７. 編さん体制

市史編さん事業を推進する体制として、「鹿屋市史編さん委員会等設置要綱」に基づき、次の機関を置く。

（１） 鹿屋市史編さん委員会

編さんの円滑な推進を図るため、市史編さんの基本方針を定め、市史の編集と刊行等について協議し、編集委員会が決定した事項について承認する。

編さん委員は、市長・教育長のほか、学識経験者、地域住民の代表者、市の職員、その他市長が必要と認める者とし、市長が委嘱する。

（２） 鹿屋市史編集委員会

市史に関する編集作業を行い、前述の「市史内容」の詳細（編・章・節等の目次）、編集・執筆の具体的な方針、ページの割り振りについて、本方針及び編さん委員会の意見を踏まえて決定する。

委員は、編さん委員の学識経験者と市史編さんに関する専門的知識を有する者のうちから市長が委嘱する。

（３） 専門部会

市史各編の資料収集、調査研究及び執筆業務を行い、「市史内容」の項目別に置く。

専門部会の委員は、編集委員及び市史編さんに関し専門的知識を有する者のうちから市長が委嘱する。

各専門部会の部会長は、編集委員をもって充て、部会内の調整、執筆原稿の取りまとめと点検・調整を担う。

（４） 事務局

編さん委員会等の庶務は、総合政策部総合政策課市史編纂準備室が処理する。

なお、効率的・効果的な事業を行うため、業務の一部を、専門的知見を有する事業者に委託することができる。

事務局の名称及び執務室は、今後の作業の進捗状況及び史資料の収集・保管等の状況を考慮して必要により変更する。

８. 付帯事業

（１） 市民の参画による編さん

史資料や口述記録の収集に当たっては、広報誌やインターネット等を活用して市民に広く提供を求めるとともに、現地調査等における市民等への協力要請、市民とのワークショップ開催を行うなど、市民参画による編さんに努める。

（２） 事業成果の還元

広報誌等を活用して、編さん状況を公開するとともに、編集委員等による講演会や史跡めぐり等の開催、収集した史資料の展示等に努める。

また、市民がより平易に市史に触れる機会となるよう、『かのや風土記』の改訂など、簡易なダイジェスト版の作成・発刊等の検討を行う。

（３） 収集した史資料の保存・活用

新たな市史のデジタル化に加えて、収集・整理した史資料のデジタル化と市民への公開、利活用について検討を行う。

これらのデジタル化の検討に当たっては、教育・研究・産業・観光など多分野で活用できる市民共有の知的財産として、将来にわたり活用可能なデジタルアーカイブとして整備・公開することを念頭に、データの二次利用に配慮しつつ、使い勝手のよいシステム構成について検討する。

また、収集した史資料のうち、書籍等は図書館等の施設での保管・公開について検討し、その他の史資料については、受入れ・保管等の基準を整理しつつ、適切な保管に取り組む。